

平成 27 年度

法 務 省 省 庁 別 財 務 書 類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、所管の特別会計を合算し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

# 目次

## 法務省 省庁別財務書類（一般会計・特別会計）

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	6
附属明細書	1 2
参考情報	2 1
1. 法務省の所掌する業務の概要	2 1
2. 法務省の組織及び定員	2 1
3. 法務省における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ	2 2
4. 平成27年度歳入歳出決算の概要	2 2
5. 公債関連情報	2 3

## 法務省 省庁別連結財務書類

連結貸借対照表	2 5
連結業務費用計算書	2 6
連結資産・負債差額増減計算書	2 7
連結区分別収支計算書	2 8
注記	3 0
附属明細書	3 5

## 法務省 一般会計省庁別財務書類

貸借対照表	3 9
業務費用計算書	4 0
資産・負債差額増減計算書	4 1
区分別収支計算書	4 2
注記	4 4
附属明細書	5 0
参考情報	5 7
1. 法務省の所掌する業務の概要	5 7
2. 法務省の組織及び定員	5 7
3. 法務省における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ	5 8
4. 平成27年度一般会計の歳入歳出決算の概要	5 8
5. 公債関連情報	5 9

## 貸 借 対 照 表

( 単位 : 百万円 )

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	( 平成27年 3月31日 )	( 平成28年 3月31日 )		( 平成27年 3月31日 )	( 平成28年 3月31日 )
< 資産の部 >			< 負債の部 >		
現金・預金	675,719	700,869	未払金	24,099	21,831
たな卸資産	301	203	保管金等	634,486	697,686
未収金	5,481	5,695	賞与引当金	27,712	28,188
前払費用	34	35	退職給付引当金	527,668	524,502
その他の債権等	4,445	3,024	その他の債務等	2,432	241
貸倒引当金	△ 1,625	△ 1,914			
有形固定資産	1,355,746	1,346,465			
国有財産(公共用 財産を除く)	1,315,244	1,306,790			
土地	779,805	783,533			
立木竹	2,659	2,516			
建物	397,859	388,130			
工作物	126,497	117,490			
船舶	66	58			
建設仮勘定	8,355	15,060			
物品	12,256	12,340			
その他固定資産	28,246	27,334	負債合計	1,216,399	1,272,450
無形固定資産	5,034	4,883	< 資産・負債差額の部 >		
出資金	372	359	資産・負債差額	829,113	787,172
資産合計	2,045,513	2,059,622	負債及び資産・ 負債差額合計	2,045,513	2,059,622

## 業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)	本会計年度 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月31日)
人件費	403,911	410,271
賞与引当金繰入額	27,712	28,188
退職給付引当金繰入額	12,052	39,622
検察業務費	4,640	4,653
矯正施設収容等業務費	47,345	47,525
保護観察等業務費	6,718	7,005
登記業務費	43,772	41,447
出入国管理等業務費	18,589	19,399
破壊的団体等調査業務費	2,234	2,322
補助金等	226	183
委託費等	29,945	29,703
独立行政法人運営費交付金	15,507	15,205
庁費等	51,832	51,542
その他の経費	5,468	5,645
減価償却費	44,770	42,758
貸倒引当金繰入額	△ 24	304
支払利息	1,050	1,049
供託金利息	125	106
資産処分損益	205	201
本年度業務費用合計	716,086	747,137

## 資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)	本会計年度 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	777,626	829,113
II 本年度業務費用合計	△ 716,086	△ 747,137
III 財源	762,259	700,165
主管の財源	98,660	98,661
配賦財源	662,485	601,482
自己収入	1,113	21
IV 無償所管換等	1,267	△ 5,711
V 資産評価差額	4,047	10,741
VI 本年度末資産・負債差額	829,113	787,172

## 区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)	本会計年度 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月31日)
<b>I 業務収支</b>		
1 財源		
主管の収納済歳入額	98,408	138,526
配賦財源	662,485	601,482
自己収入	1,113	21
財源合計	762,007	740,030
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 475,585	△ 480,789
検察業務費	△ 4,640	△ 4,653
矯正施設収容等業務費	△ 47,345	△ 47,525
保護観察等業務費	△ 6,718	△ 7,005
登記業務費	△ 43,772	△ 41,447
出入国管理等業務費	△ 18,589	△ 19,399
破壊的団体等調査業務費	△ 2,234	△ 2,322
補助金等	△ 226	△ 183
委託費等	△ 29,945	△ 29,703
独立行政法人運営費交付金	△ 15,507	△ 15,205
庁費等の支出	△ 56,489	△ 55,948
供託金利息	△ 125	△ 106
その他の支出	△ 45,877	△ 7,623
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 747,059	△ 711,915
(2)施設整備支出		
土地に係る支出	△ 1	-
建物に係る支出	△ 11,441	△ 24,484
その他の施設整備支出	△ 265	△ 392
施設整備支出合計	△ 11,708	△ 24,876
業務支出合計	△ 758,767	△ 736,792
業務収支	3,239	3,238
<b>II 財務収支</b>		
リース債務の返済による支出	△ 2,189	△ 2,189
利息の支払額	△ 1,050	△ 1,049
財務収支	△ 3,239	△ 3,238
本年度収支	-	-

翌年度歳入繰入	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	675,719	700,869
本年度末現金・預金残高	675,719	700,869

## 注 記

### 1 重要な会計方針

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

政策目的で保有しているため、個別法による原価法によっている。

#### (2) 減価償却の方法等

##### ① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公共用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

その他固定資産については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成 19 年 4 月 1 日以降に新規取得したその他固定資産は定額法）によっている。

##### ② 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっている。

#### (3) 出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 市場価格のないもの

出資金は、すべて「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格（出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額）によって評価している。

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 貸倒引当金

徴収停止等債権については全額、履行期限到来等債権については個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

##### ② 賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6）を計上している。

##### ③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60 ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

#### (5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。



② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

- ・平均給与上昇率 : 2.9%  
(平成26年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)
- ・割引率 : 4.2%  
(平成26年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
国家賠償請求訴訟	500	東京地裁 平26(ワ)12113	違法な捜査・公訴提起等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	752	福岡地裁 平25(ワ)2852	違法な公訴提起等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	190	東京地裁 平24(ワ)31999	違法な捜査・公判等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	138	東京地裁 平24(ワ)36185	再審で確定した免訴判決が名誉回復を伴わないものであり損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	288	東京地裁 平27(ワ)33684	刑務所長の安全配慮義務違反によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	100	最高裁 平28(オ)650 平28(受)821	公証人に対する監督義務違反等によって損害を被ったとする損害賠償請求 平成27年7月14日 高知地裁判決 (全部勝訴) 平成28年1月28日 高松高裁判決 (全部勝訴)
国家賠償請求訴訟	113	東京地裁 平26(ワ)11858	公証人に対する監督義務違反等によって損害を被ったとする損害賠償請求

(注1) 訴訟の見込、結果にかかわらず、平成28年3月31日現在の請求金額を記載している。

(注2) 請求金額が1億円以上の件名を記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 9,249 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 221,788 百万円

4 追加情報

(1) 合算する特別会計

省庁別財務書類においては、以下の特別会計を合算している。

- ・東日本大震災復興特別会計(法務省所管分)

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 業務費用計算書における収益の計上

「貸倒引当金繰入額」において、貸倒引当金の戻入額(貸倒引当金減少額)270 百万円が計上されている。

「資産処分損益」において、物品の交換益348 百万円が計上されている。

#### (4) 表示科目の説明

##### ① 貸借対照表

###### ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、現金及び日本銀行預金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、重油等及び刑務作業品等で払出しが行われていないものを計上している。
- ・「未収金」には、免許料及び手数料債権、損害賠償金債権、利息債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「その他の債権等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、建設仮勘定を除き、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎及び宿舎に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎及び宿舎の敷地に植栽されている樹木を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎及び宿舎を計上している。
- ・「工作物」には、主に建物に付属する照明装置、冷暖房装置等を計上している。
- ・「船舶」には、船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、主に建設中の固定資産に係る支出（人件費や旅費など国有財産台帳等に計上されないことが明らかな支出を除く）を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が50万円以上の物品（美術品については300万円以上）について、美術品を除く物品は取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額、美術品は取得価格（見積価格）で計上している。
- ・「その他固定資産」には、BOT方式によるPFI事業に関する建物等について、取得価額相当額から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

###### イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当、公務災害補償費及びPFI事業に係る未払額を計上している。
- ・「保管金等」には、供託金等として受け入れた見合いの額から法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の年度末残高を差し引いた金額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産並びに復興庁所管及び文部科学省所管の東日本大震災復興特別会計に異動した法務省職員に係る退職給付引当金残高の付け替え額を計上している。

##### ② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。

- ・「矯正施設収容等業務費」には、刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出を計上している。
- ・「委託費等」には、分担金及び委託費を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、日本司法支援センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。
- ・「支払利息」には、PFI事業に関して発生した利息を計上している。
- ・「供託金利子」には、供託金利子の支出済歳出額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産等の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。

### ③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、法務省の一般会計の主管歳入のうち当該年度に調査決定を行った徴収決定済額から物品売払収入及び法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の返納額を除いた額を計上している。
- ・「配賦財源」には、法務省の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額及び法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳出の支出済歳出額と自己収入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳入の徴収決定済額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、省庁間又は会計間で行われた無償所管換（所属替）のほか、省庁間での負債の移管、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価格との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

### ④ 区分別収支計算書

#### ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、法務省の一般会計の主管の歳入の収納済歳入額を計上している。

- ・「配賦財源」には、法務省の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額及び法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳出の支出済歳出額と自己収入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳入の徴収決定済額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
- ・「矯正施設収容等業務費」には、刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出を計上している。
- ・「委託費等」には、分担金及び委託費を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、日本司法支援センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「供託金利子」には、供託金利子の支出済歳出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、「保証金」及び決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、前会計年度において、庁舎等の土地の取得に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、庁舎等の建物の取得に係る支出を計上している。
- ・「その他の施設整備支出」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計のその他固定資産にかかる支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

#### イ 財務区分

- ・「リース債務の返済による支出」には、BOT方式によるPFI事業に係る債務返済の支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、BOT方式によるPFI事業に係る支払利息の支出額を計上している。

#### ウ 本年度収支以下の区分

- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、供託金、保管金等、一般会計において保有する歳計外の現金・預金を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を計上している。計上額は、貸借対照表の現金・預金と一致する。

(5) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国が直轄により、又は国庫補助金等を交付して実施した汚染土壌等の除染等、放射性汚染廃棄物処理事業及び中間貯蔵施設検討・整備事業に要した費用に係る東京電力株式会社に対する求償については、東日本大震災復興特別会計においては、平成27年度末までに33百万円求償し、うち20百万円について既に支払いを受けている。
- ④ 仮執行を免れるため立担保した供託金（保証金）について  
法務省一般会計より支出した「民事訴訟法」第259条第3項及び第403条に基づき立担保した供託金（保証金）については、法務省内部の取引に該当するため供託金（保証金）見合の「保管金等」を相殺消去している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 会計別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災 復興特別会計	相殺消去	合算合計
<資産の部>				
現金・預金	700,869	-	-	700,869
たな卸資産	203	-	-	203
未収金	5,695	-	-	5,695
前払費用	35	0	-	35
その他の債権等	3,024	585	△ 585	3,024
貸倒引当金	△ 1,914	-	-	△ 1,914
有形固定資産	1,346,460	4	-	1,346,465
国有財産（公共用財産を除く）	1,306,790	-	-	1,306,790
土地	783,533	-	-	783,533
立木竹	2,516	-	-	2,516
建物	388,130	-	-	388,130
工作物	117,490	-	-	117,490
船舶	58	-	-	58
建設仮勘定	15,060	-	-	15,060
物品	12,336	4	-	12,340
その他固定資産	27,334	-	-	27,334
無形固定資産	4,883	0	-	4,883
出資金	359	-	-	359
<b>資産合計</b>	<b>2,059,618</b>	<b>590</b>	<b>△ 585</b>	<b>2,059,622</b>
<負債の部>				
未払金	21,830	0	-	21,831
保管金等	697,686	-	-	697,686
賞与引当金	28,144	43	-	28,188
退職給付引当金	524,004	498	-	524,502
その他の債務等	827	-	△ 585	241
<b>負債合計</b>	<b>1,272,493</b>	<b>542</b>	<b>△ 585</b>	<b>1,272,450</b>
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	787,124	48	-	787,172

(2) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
現金	3,245
政府預金（日本銀行預金）	697,623
合計	700,869

② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	たな卸資産評価損	評価差額	本年度末残高
重油等	214	1,674	1,767	-	-	120
刑務作業品	79	182	184	-	-	78
その他	7	-	3	-	-	4
合計	301	1,857	1,955	-	-	203

(注) 政策目的で保有しているため、個別法による原価法で計上している。

③ 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
利息債権	個人等	905
免許料及び手数料債権	法人	3,250
費用弁償金債権	個人等	38
返納金債権	個人等	76
弁償金債権	法人	0
損害賠償金債権	個人等	1,309
製品売払代債権	個人	1
刑務作業費債権	法人	6
延滞金債権	個人等	107
利得償還金債権	個人等	0
合計		5,695

④ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	3,024	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産
合計		3,024	

⑤ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	5,481	213	5,695	1,625	289	1,914	徴収停止等債権については、全額を貸倒見積額として計上している。 履行期限到来等債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。
徴収停止等債権	808	574	1,383	808	574	1,383	
履行期限到来等債権	4,673	△ 360	4,312	816	△ 285	530	
上記以外の債権	-	-	-	-	-	-	
合計	5,481	213	5,695	1,625	289	1,914	

⑥ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用財産を除く)	1,315,244	36,439	19,658	35,991	10,755	1,306,790
行政財産	1,308,081	36,361	19,579	35,991	10,441	1,299,313
土地	772,642	4,199	11,331	-	10,545	776,057
立木竹	2,659	10	49	-	△104	2,516
建物	397,859	10,437	2,810	17,356	-	388,130
工作物	126,497	10,395	775	18,626	-	117,490
船舶	66	-	-	7	-	58
建設仮勘定	8,355	11,318	4,613	-	-	15,060
普通財産	7,162	78	78	-	313	7,476
土地	7,162	-	-	-	313	7,476
立木竹	-	0	0	-	-	-
建物	-	71	71	-	-	-
工作物	-	7	7	-	-	-
物品	12,256	4,748	926	3,737	-	12,340
物品(美術品を除く)	12,231	4,748	926	3,737	-	12,315
美術品	24	-	-	-	-	24
その他固定資産	28,246	1,049	657	1,304	-	27,334
小計	1,355,746	42,238	21,241	41,033	10,755	1,346,465
(無形固定資産)						
国有財産	0	-	-	-	△0	0
行政財産	0	-	-	-	△0	0
地上権等	0	-	-	-	△0	0
ソフトウェア	4,563	1,555	-	1,724	-	4,394
ソフトウェア仮勘定	-	13	-	-	-	13
電話加入権	471	6	1	-	-	476
小計	5,034	1,574	1	1,724	△0	4,883
合計	1,360,781	43,813	21,243	42,758	10,755	1,351,348

⑦ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の 戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年 度発生分)	強制評価減	本年度末残高
日本司法支援センター	372	△21	-	-	8	-	359
合計	372	△21	-	-	8	-	359

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの出資 累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計上 額(国有財産台 帳価格)	使用財務諸表
日本司法支援センター	14,447	14,088	359	351	351	100.00%	359	359	法定財務諸表
合計	14,447	14,088	359	351	351	-	359	359	



### (3) 負債項目の明細

#### ① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	個人	583
公務災害補償費	個人	39
P F I 事業	法人	21,208
合計		21,831

#### ② 保管金等の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
供託金	個人等	691,951
その他	個人等	8,917
小計		700,869
供託金（保証金）相殺消去	法務省一般会計	△ 3,183
合計		697,686

(注) 法務省一般会計から支出された供託金（保証金）に関しては、内部取引であるため相殺消去している。

#### ③ 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	402,297	29,973	37,291	409,615
整理資源に係る引当金	122,555	12,559	2,093	112,089
国家公務員災害補償年金に係る引当金	2,814	254	237	2,797
合計	527,668	42,788	39,622	524,502

#### ④ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
未渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	233
東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	東日本大震災復興特別会計	8
合計		241

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
人件費	409,713	557	-	410,271
賞与引当金繰入額	28,144	43	-	28,188
退職給付引当金繰入額	39,551	70	-	39,622
検察業務費	4,653	-	-	4,653
矯正施設収容等業務費	47,525	-	-	47,525
保護観察等業務費	6,982	22	-	7,005
登記業務費	41,047	400	-	41,447
出入国管理等業務費	19,399	-	-	19,399
破壊的団体等調査業務費	2,322	-	-	2,322
補助金等	183	-	-	183
委託費等	29,703	-	-	29,703
独立行政法人運営費交付金	14,769	435	-	15,205
庁費等	51,318	224	-	51,542
その他の経費	5,645	0	-	5,645
減価償却費	42,754	3	-	42,758
貸倒引当金繰入額	304	-	-	304
支払利息	1,049	-	-	1,049
供託金利子	106	-	-	106
資産処分損益	201	-	-	201
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>745,379</b>	<b>1,757</b>	<b>-</b>	<b>747,137</b>

(注) 東日本大震災復興特別会計財務書類は表示科目を整理しており、東日本大震災復興特別会計で計上している庁費等のうち421百万円は、省庁別財務書類(一般会計・特別会計)では保護観察等業務費22百万円及び登記業務費399百万円である。また、東日本大震災復興特別会計で計上しているその他の経費のうち、0百万円は、省庁別財務書類(一般会計・特別会計)では登記業務費である。

(2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
更生保護事業費補助金	更生保護法人	141	「更生保護事業法」第58条の規定により、更生保護事業の費用を補助するもの
人権啓発活動等補助金	人権教育啓発推進センター	41	人権啓発活動事業等のための補助金
<b>合計</b>		<b>183</b>	

(3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
国選弁護人確保等業務委託費	日本司法支援センター	15,457	国選弁護人選任等業務委託
人権啓発活動等委託費	都道府県等	1,480	人権啓発活動事業等委託
中長期在留者住居地届出等事務委託費	市町村等	859	中長期在留者住居地届出等事務委託
更生保護委託費	更生保護法人	4,838	補導、食事付宿泊、宿泊等
登記事項証明書交付事務等委託費	日本郵便オフィスサポート株式会社、テンプスタッフ株式会社等	7,006	登記事項証明書交付事務等委託
<分担金>			
国際私法会議等分担金		61	国際私法会議規約等に基づく分担金
<b>合計</b>		<b>29,703</b>	

(4) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相手先	金額	支出目的
日本司法支援センター	14,769	「独立行政法人通則法」第46条等の規定により、日本司法支援センターの業務運営の財源の一部に充てるための交付
日本司法支援センター	435	地域経済活動の再生を図るため日本司法支援センターの行う東日本大震災に起因する法的紛争の解決に資する情報提供業務及び民事法律扶助業務の財源の一部に充てるための同センターに対する運営費交付金の交付
合計	15,205	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 前年度末資産・負債差額	828,730	383	-	829,113
II 本年度業務費用合計	△ 745,379	△ 1,757	-	△ 747,137
III 財源	698,088	2,077	-	700,165
主管の財源	98,661	-	-	98,661
配賦財源	599,426	2,055	-	601,482
自己収入	-	21	-	21
IV 無償所管換等	△ 5,056	△ 654	-	△ 5,711
V 資産評価差額	10,741	-	-	10,741
VI 本年度末資産・負債差額	787,124	48	-	787,172

(2) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		633
国有財産利用収入	利子収入		20
諸収入	許可及手数料		42,955
諸収入	懲罰及没収金		49,493
諸収入	弁償及返納金		835
諸収入	矯正官署作業収入		4,040
諸収入	雑入		682
合計			98,661

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の財源	21
		小計	21
	合計		21

### (3) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産	財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定	△ 1,421	その他の債権等	新施設の引渡しを受けていないが、旧施設を相手先に引き継いだもの	
	小計	△ 1,421			
財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産	財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定	2,191	その他の債務等	新施設の引渡しを受けたが、旧施設を相手先に引き継いでいないもの	
	小計	2,191			
財産の無償所管換等(受)	財務省等	6,722	土地、立木竹、建物、工作物	所管換等による増	
	小計	6,722			
財産の無償所管換等(渡)	財務省等	△ 14,539	土地、立木竹、建物、工作物	所管換等による減	
	小計	△ 14,539			
実測と帳簿の差額		64	土地、建物、工作物	実測による増	
		△ 18	土地、工作物	実測による減	
	小計	45			
誤謬訂正等		1,337	土地、立木竹、建物、工作物、物品、ソフトウェア	誤謬訂正等による増	
		△ 47	土地、建物、工作物	誤謬訂正等による減	
	小計	1,289			
合計		△ 5,711			

### (4) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産				
国有財産(公共用財産を除く)	-	10,755	10,755	
行政財産	-	10,441	10,441	
土地	-	10,545	10,545	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	-	△ 104	△ 104	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
普通財産	-	313	313	
土地	-	313	313	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
無形固定資産				
国有財産	-	△ 0	△ 0	
行政財産	-	△ 0	△ 0	
地上権等	-	△ 0	△ 0	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金				
(市場価格のないもの)	△ 21	8	△ 13	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合計	△ 21	10,763	10,741	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 業務収支				
1 財源				
主管の収納済歳入額	138,526	-	-	138,526
配賦財源	599,426	2,055	-	601,482
自己収入	-	21	-	21
財源合計	737,953	2,077	-	740,030
2 業務支出				
(1) 業務支出 (施設整備支出を除く)				
人件費	△ 480,187	△ 601	-	△ 480,789
検察業務費	△ 4,653	-	-	△ 4,653
矯正施設収容等業務費	△ 47,525	-	-	△ 47,525
保護観察等業務費	△ 6,982	△ 22	-	△ 7,005
登記業務費	△ 41,047	△ 400	-	△ 41,447
出入国管理等業務費	△ 19,399	-	-	△ 19,399
破壊的団体等調査業務費	△ 2,322	-	-	△ 2,322
補助金等	△ 183	-	-	△ 183
委託費等	△ 29,703	-	-	△ 29,703
独立行政法人運営費交付金	△ 14,769	△ 435	-	△ 15,205
庁費等の支出	△ 55,723	△ 224	-	△ 55,948
供託金利子	△ 106	-	-	△ 106
その他の支出	△ 7,623	△ 0	-	△ 7,623
業務支出 (施設整備支出を除く) 合計	△ 710,230	△ 1,684	-	△ 711,915
(2) 施設整備支出				
土地に係る支出	-	-	-	-
建物に係る支出	△ 24,484	-	-	△ 24,484
その他の施設整備支出	-	△ 392	-	△ 392
施設整備支出合計	△ 24,484	△ 392	-	△ 24,876
業務支出合計	△ 734,715	△ 2,077	-	△ 736,792
業務収支	3,238	-	-	3,238
II 財務収支				
リース債務の返済による支出	△ 2,189	-	-	△ 2,189
利息の支払額	△ 1,049	-	-	△ 1,049
財務収支	△ 3,238	-	-	△ 3,238
本年度収支	-	-	-	-
翌年度歳入繰入	-	-	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	700,869	-	-	700,869
本年度末現金・預金残高	700,869	-	-	700,869

(注) 東日本大震災復興特別会計財務書類は表示科目を整理しており、東日本大震災復興特別会計で計上している庁費等の支出のうち421百万円は、省庁別財務書類(一般会計・特別会計)では保護観察等業務費22百万円及び登記業務費399百万円である。また、東日本大震災復興特別会計で計上しているその他の支出のうち、0百万円は、省庁別財務書類(一般会計・特別会計)では登記業務費である。

(2) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産処分収入	国有財産売払収入		0
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		633
国有財産利用収入	利子収入		1
諸収入	許可及手数料		42,521
諸収入	懲罰及没収金		49,493
諸収入	弁償及返納金		41,091
諸収入	矯正官署作業収入		4,035
諸収入	物品売払収入		65
諸収入	雑入		683
合計			138,526

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の収入	21
		小計	21
合計			21

(3) その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位：百万円)

内容	金額
前年度末残高	675,719
本年度受入	242,895
本年度払出	217,746
本年度末残高	700,869

参考情報

1 法務省の所掌する業務の概要

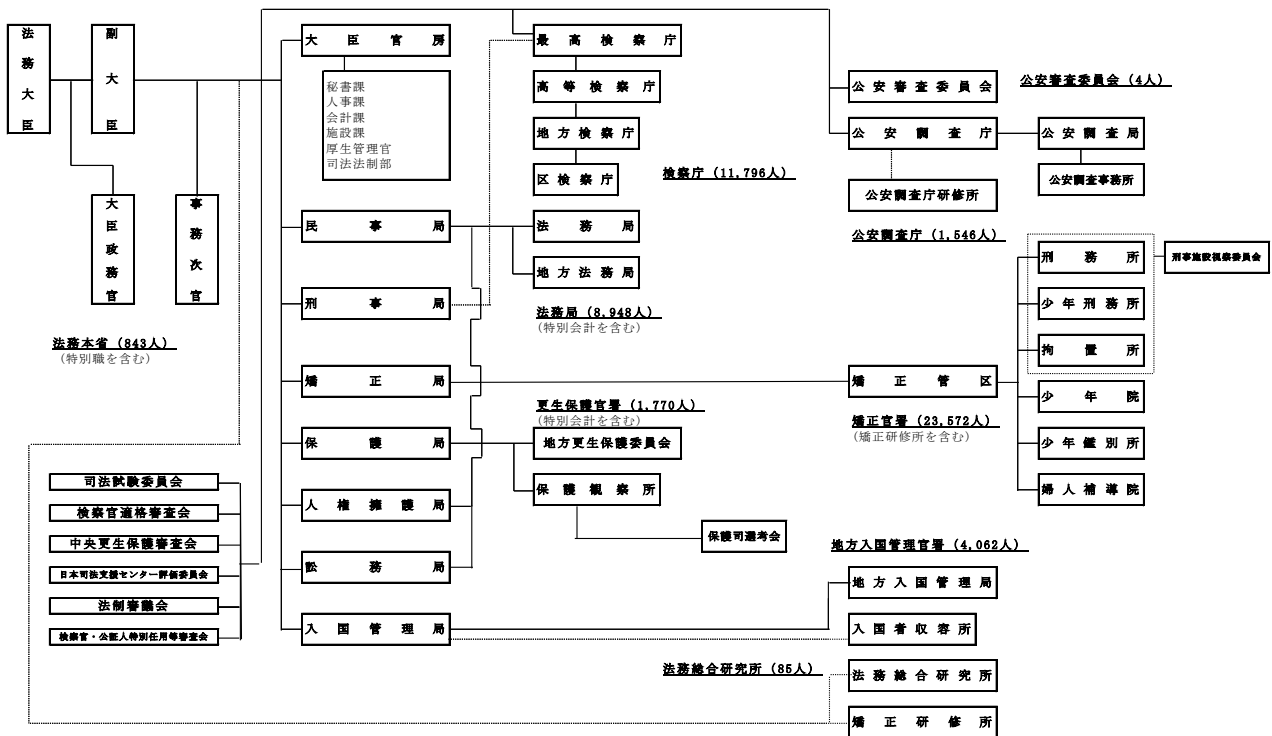
法務省は、日常生活における基本的なルール（基本法制）を定めるとともに、そのルールがきちんと守られるような司法の基本的な仕組みや、検察・矯正・更生保護という、犯罪を犯した人を処罰するとともにその社会復帰を援助するための制度、登記・公証のような権利の実現を助ける制度の運営に携わっている。

また、人権が尊重されるよう努めたり、外国人の出入国が適切に行われるようにすることも、法務省の仕事である。

(参考) 「法務省設置法」第3条

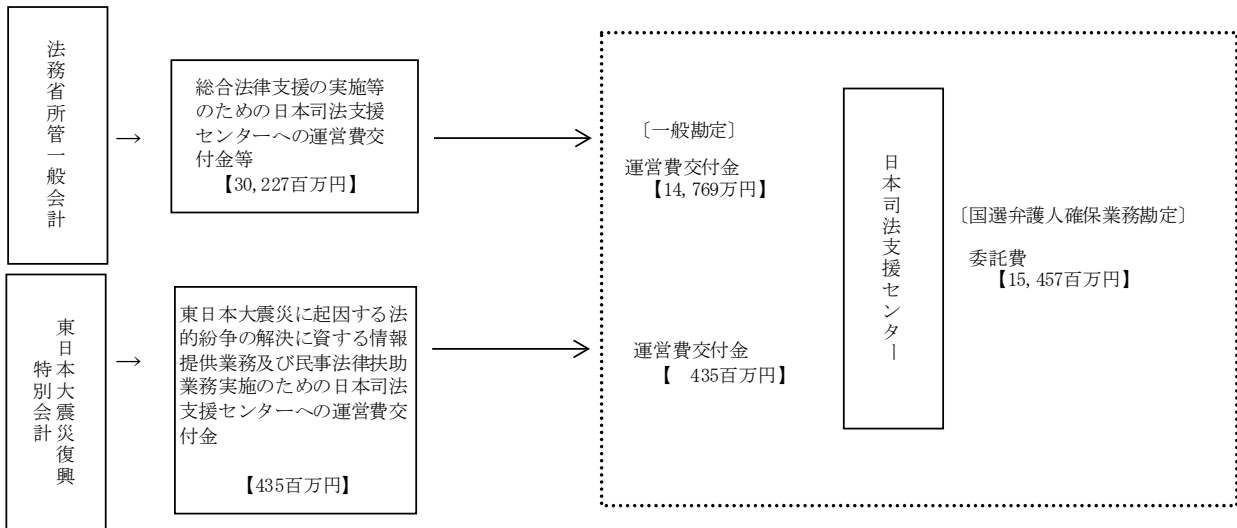
法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

2 法務省の組織及び定員



※ ( ) 内の数字は、平成27年度末における予算定員である。

### 3 法務省における会計・独立行政法人等間の財政資金の流れ



### 4 平成27年度歳入歳出決算の概要

#### (1) 一般会計の歳入歳出決算

##### 歳入決算

収納済歳入額	<u>138,526 百万円</u>
国有財産処分収入	0 百万円
国有財産利用収入	635 百万円
諸収入	137,891 百万円

##### 歳出決算

支出済歳出額	<u>737,953 百万円</u>
人件費	480,187 百万円
検察事務処理経費	4,653 百万円
矯正施設収容等経費	47,525 百万円
保護観察等経費	6,982 百万円
登記業務等経費	41,047 百万円
出入国管理等経費	19,399 百万円
破壊的団体等調査業務費	2,322 百万円
施設費	31,969 百万円
その他	103,865 百万円

(注) 百万円未満を切捨て。

#### (2) 東日本大震災復興特別会計の歳入歳出決算

##### 歳入決算

収納済歳入額	<u>21 百万円</u>
雑収入	0 百万円
事故由来放射性物質汚染対処費回収金	20 百万円

##### 歳出決算

支出済歳出額	<u>2,077 百万円</u>
人件費	601 百万円
保護観察等経費	22 百万円
登記業務等経費	400 百万円
施設費	397 百万円
その他	655 百万円

(注) 百万円未満を切捨て。



## 5 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債残高（借換債を除く）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>7,736,758 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>349,182 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>76,078 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>104,243 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>5,820 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>1,019 億円</u>

平成 27 年度

法務省 省庁別連結財務書類

## 連 結 貸 借 対 照 表

( 単位：百万円 )

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	( 平成27年 3月31日 )	( 平成28年 3月31日 )		( 平成27年 3月31日 )	( 平成28年 3月31日 )
< 資産の部 >			< 負債の部 >		
現金・預金	683,149	708,031	未払金	29,446	26,870
たな卸資産	308	211	未払費用	8	8
未収金	5,781	6,280	リース債務	229	169
民事法律扶助立替金	27,073	28,178	保管金等	634,824	698,018
前払費用	165	161	前受金	217	224
破産更生債権等	11,295	11,004	賞与引当金	28,174	28,664
その他の債権等	4,445	3,024	退職給付引当金	530,089	527,364
貸倒引当金	△ 32,359	△ 33,418	その他の債務等	2,633	446
有形固定資産	1,356,805	1,347,387			
国有財産等（公共 用財産を除く）	1,315,986	1,307,462			
土地	779,805	783,533			
立木竹	2,659	2,516			
建物	398,602	388,803			
工作物	126,497	117,490			
船舶	66	58			
建設仮勘定	8,355	15,060			
物品等	12,572	12,590			
その他固定資産	28,246	27,334	負債合計	1,225,623	1,281,766
無形固定資産	5,487	5,198	< 資産・負債差額の部 >		
その他の投資等	149	145	資産・負債差額	836,680	794,438
資産合計	2,062,303	2,076,204	負債及び資産・ 負債差額合計	2,062,303	2,076,204

## 連結業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)	本会計年度 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月31日)
人件費	411,684	418,199
賞与引当金繰入額	28,020	28,504
退職給付引当金繰入額	12,270	39,834
検察業務費	4,640	4,653
矯正施設収容等業務費	47,345	47,525
保護観察等業務費	6,718	7,005
登記業務費	43,772	41,447
出入国管理等業務費	18,589	19,399
破壊的団体等調査業務費	2,234	2,322
日本司法支援センター業務費	21,136	20,242
補助金等	226	183
委託費等	13,879	14,246
庁費等	51,832	51,542
その他の経費	5,468	5,645
減価償却費	45,195	43,147
貸倒引当金繰入額	4,775	5,028
支払利息	1,055	1,052
供託金利息	125	106
資産処分損益	205	201
本年度業務費用合計	719,179	750,289

## 連結資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)	本会計年度 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	785,072	836,680
II 本年度業務費用合計	△ 719,179	△ 750,289
III 財源	762,139	703,004
主管の財源	96,564	98,661
配賦財源	662,485	601,482
自己収入	0	21
独立行政法人等収入	3,089	2,838
IV 無償所管換等	1,490	△ 5,711
V 資産評価差額	7,156	10,755
VI 本年度末資産・負債差額	836,680	794,438

## 連結区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)	本会計年度 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月31日)
<b>I 業務収支</b>		
1 財源		
主管の収納済歳入額	96,535	138,303
配賦財源	662,485	601,482
自己収入	0	21
独立行政法人等収入	12,869	13,300
前年度剰余金等受入	9,643	7,429
財源合計	781,533	760,538
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 483,457	△ 488,780
検察業務費	△ 4,640	△ 4,653
矯正施設収容等業務費	△ 47,345	△ 47,525
保護観察等業務費	△ 6,718	△ 7,005
登記業務費	△ 43,772	△ 41,447
出入国管理等業務費	△ 18,589	△ 19,399
破壊的団体等調査業務費	△ 2,234	△ 2,322
日本司法支援センター業務費	△ 35,555	△ 35,835
補助金等	△ 226	△ 183
委託費等	△ 13,879	△ 14,246
庁費等の支出	△ 56,489	△ 55,948
供託金利息	△ 125	△ 106
その他の支出	△ 45,654	△ 7,623
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 758,691	△ 725,078
(2)施設整備支出		
土地に係る支出	△ 1	-
建物に係る支出	△ 11,441	△ 24,484
その他の施設整備支出	△ 265	△ 392
独立行政法人等における固定資産取得支出	△ 325	△ 46
施設整備支出合計	△ 12,033	△ 24,923
業務支出合計	△ 770,724	△ 750,002
業務収支	10,808	10,535
<b>II 財務収支</b>		
リース債務の返済による支出	△ 2,323	△ 2,321
利息の支払額	△ 1,055	△ 1,052

財務収支	△ 3,379	△ 3,373
本年度収支	7,429	7,162
翌年度歳入繰入等	7,429	7,162
収支に関する換算差額	0	△ 0
その他歳計外現金・預金本年度末残高	675,719	700,869
本年度末現金・預金残高	683,149	708,031

## 注 記

### 1 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

独立行政法人等の名称	出資額 (百万円)	出資割合	子会社数
日本司法支援センター	351	100.0%	-

(注1) 名称、出資額、出資割合及び子会社数は平成28年3月31日時点によっている。

### 2 出納整理期間における現金の受払いの修正

国の会計においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に国の会計との出納整理期間中の受払等は終了したものとして修正を行っている。

### 3 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成している。省庁別連結財務書類の作成に際して、国の会計と連結対象法人との会計処理の統一は行っていないが、以下に記載した連結対象法人の特有の会計処理については、修正を行っている。

#### (1) 運営費交付金等

連結対象法人において貸借対照表に計上されている運営費交付金債務、預り寄附金、資産見返運営費交付金、資産見返物品受贈額は、財源等に振替処理を行っている。

#### (2) 退職給付引当金及び賞与引当金

独立行政法人会計基準等に基づき引当外とされている退職給付引当金及び賞与引当金については、所要額を計上している。

### 4 省庁別財務書類と連結対象法人の会計処理の重要な相違

#### (1) 退職給付引当金

省庁別財務書類においては退職手当に係る退職給付引当金として期末自己都合要支給額を計上しているが、日本司法支援センターにおいては期末における退職給付債務の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

### 5 追加情報

#### (1) 表示科目の内容

##### ① 連結貸借対照表

##### ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、法務省及び日本司法支援センターの現金・預金の残高を計上している。
- ・「たな卸資産」には、法務省のたな卸資産及び日本司法支援センターの貯蔵品を計上している。
- ・「未収金」には、法務省及び日本司法支援センターの未収金を計上している。
- ・「民事法律扶助立替金」には、日本司法支援センターにおける「総合法律支援法」第30条第1項第2号の規定による立替金のうち破産更生債権等以外のものを計上している。
- ・「前払費用」には、法務省及び日本司法支援センターの前払費用を計上している。
- ・「破産更生債権等」には、日本司法支援センターの破産更生債権等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、独立の科目で表示しているもの以外の債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、民事法律扶助立替金等に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産等（公共用財産を除く）」には、国有財産及び日本司法支援センターの有形固定資産のうち、公共用財産及び物品等以外を計上している。



- ・「土地」には、法務省が保有する土地を計上している。
- ・「立木竹」には、法務省が保有する立木竹を計上している。
- ・「建物」には、法務省が保有する建物のほか、日本司法支援センターが保有する建物を計上している。
- ・「工作物」には、法務省が保有する工作物を計上している。
- ・「船舶」には、法務省が保有する船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、法務省における建設仮勘定を計上している。
- ・「物品等」には、法務省が保有する物品のほか、日本司法支援センターの工具器具備品等を計上している。
- ・「その他固定資産」には、法務省一般会計におけるBOT方式によるPFI事業に関する建物等について、取得価額相当額から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、法務省が保有するソフトウェア等のほか、日本司法支援センターのソフトウェア等を計上している。
- ・「その他の投資等」には、日本司法支援センターが差し入れている敷金、保証金を計上している。

#### イ 負債の部

- ・「未払金」には、法務省及び日本司法支援センターの未払金を計上している。
- ・「未払費用」には、日本司法支援センターの未払費用を計上している。
- ・「リース債務」には、日本司法支援センターのリース債務を計上している。
- ・「保管金等」には、法務省が供託金等として受け入れた見合いの額から法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の年度末残高を差し引いた金額及び日本司法支援センターが保管している保管金等を計上している。
- ・「前受金」には、日本司法支援センターの前受金を計上している。
- ・「賞与引当金」には、会計年度末以降の賞与支給見込額に基づき、会計年度末までの期間に対応する金額を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、独立の科目で表示している債務以外の債務等を計上している。

#### ② 連結業務費用計算書

- ・「人件費」には、法務省における人件費のほか日本司法支援センターにおいて人件費に該当するものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、法務省及び日本司法支援センターの賞与引当金繰入額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
- ・「矯正施設収容等業務費」には刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
- ・「日本司法支援センター業務費」には、日本司法支援センターにおいて総合法律支援に関する事業を行うために要した費用を計上している。

- ・「補助金等」には、法務省の補助金を計上している。
- ・「委託費等」には、法務省の委託費等を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、他の科目で計上されていないものであって、資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、法務省における業務費用のうち、独立の科目で表示されている以外のものを計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度において負担する額を計上している。
- ・「支払利息」には、法務省のほか、日本司法支援センターにおける支払利息を計上している。
- ・「供託金利子」には、法務省の供託金利子を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産等の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。

### ③ 連結資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、連結業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、法務省の一般会計の主管歳入のうち当該年度に調査決定を行った徴収決定済額から物品売払収入を除いた額を計上している。
- ・「配賦財源」には、法務省の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額及び法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳出の支出済歳出額と自己収入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳入の徴収決定済額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、日本司法支援センターにおける収益を計上している。
- ・「無償所管換等」には、法務省における省庁間又は会計間で行われた無償所管換（所属替）のほか、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価額との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、国有財産の台帳価格改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

### ④ 連結区分別収支計算書

#### ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、法務省の一般会計の主管の歳入の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、法務省の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額及び法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳出の支出済歳出額と自己収入の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計の歳入の徴収決定済額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、日本司法支援センターにおける収益を計上している。
- ・「前年度剰余金等受入」には、日本司法支援センターの前年度剰余金を計上している。
- ・「人件費」には、法務省における人件費のほか日本司法支援センターの人件費に該当するものを計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
- ・「矯正施設収容等業務費」には、刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者

に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。

- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
- ・「日本司法支援センター業務費」には、日本司法支援センターにおいて総合法律支援に関する事業を行うために要した費用を計上している。
- ・「補助金等」には、法務省の補助金を計上している。
- ・「委託費等」には、法務省の委託費等を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「供託金利子」には、法務省の供託金利子を計上している。
- ・「その他の支出」には、法務省におけるその他の支出を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、前会計年度において、法務省における庁舎等の土地の取得に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、法務省における庁舎等の建物の取得に係る支出を計上している。
- ・「その他の施設整備支出」には、法務省所管の東日本大震災復興特別会計のその他固定資産にかかる支出を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、日本司法支援センターにおける固定資産の取得及び敷金・保証金の差入による支出を計上している。

#### イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、法務省のBOT方式によるPFI事業に係る債務の返済支出及び日本司法支援センターのリース債務の返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、法務省及び日本司法支援センターの支払利息の支出額を計上している。

#### ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入等」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「収支に関する換算差額」には、日本司法支援センターの保有する外国通貨に係る換算差額等を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、供託金、保管金等の法務省において保有する歳計外の現金・預金を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入等」に「収支に関する換算差額」及び「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を加減したものを計上している。計上額は、連結貸借対照表の現金・預金と一致する。

#### (2) その他省庁別連結財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 法務省と日本司法支援センター間の債権債務等について相殺消去を行っている。
- ② 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ③ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ④ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国が直轄により、又は国庫補助金等を交付して実施した汚染土壌等の除染等、放射性汚染廃棄物処理事業及び中間貯

蔵施設検討・整備事業に要した費用に係る東京電力株式会社に対する求償については、法務省においては、平成 27 年度末までに 33 百万円求償し、うち 20 百万円について既に支払いを受けている。

⑤ 仮執行を免れるため立担保した供託金（保証金）について

法務省一般会計より支出した「民事訴訟法」第 259 条第 3 項及び第 403 条に基づき立担保した供託金（保証金）については、法務省内部の取引に該当するため供託金（保証金）見合の「保管金等」を相殺消去している。

附属明細書

1 連結対象法人別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	法務省	日本司法支援センター	連結対象法人合計	相殺消去	連結合計
<資産の部>					
現金・預金	700,869	7,161	7,161	-	708,031
たな卸資産	203	7	7	-	211
未収金	5,695	584	584	-	6,280
民事法律扶助立替金	-	28,178	28,178	-	28,178
前払費用	35	125	125	-	161
破産更生債権等 ※	-	11,004	11,004	-	11,004
その他の債権等	3,024	-	-	-	3,024
貸倒引当金 ※	△ 1,914	△ 31,504	△ 31,504	-	△ 33,418
有形固定資産	1,346,465	922	922	-	1,347,387
国有財産等〈公共用財産を除く〉	1,306,790	672	672	-	1,307,462
土地	783,533	-	-	-	783,533
立木竹	2,516	-	-	-	2,516
建物	388,130	672	672	-	388,803
工作物	117,490	-	-	-	117,490
船舶	58	-	-	-	58
建設仮勘定	15,060	-	-	-	15,060
物品等	12,340	250	250	-	12,590
その他固定資産	27,334	-	-	-	27,334
無形固定資産	4,883	315	315	-	5,198
出資金	359	-	-	△ 359	-
その他の投資等	-	145	145	-	145
<b>資産合計</b>	<b>2,059,622</b>	<b>16,941</b>	<b>16,941</b>	<b>△ 359</b>	<b>2,076,204</b>
<負債の部>					
未払金	21,831	5,038	5,038	-	26,870
未払費用	-	8	8	-	8
リース債務	-	169	169	-	169
保管金等	697,686	332	332	-	698,018
前受金	-	224	224	-	224
賞与引当金	28,188	476	476	-	28,664
退職給付引当金	524,502	2,861	2,861	-	527,364
その他の債務等	241	204	204	-	446
<b>負債合計</b>	<b>1,272,450</b>	<b>9,316</b>	<b>9,316</b>	<b>-</b>	<b>1,281,766</b>
<資産・負債差額の部>					
資産・負債差額	787,172	7,625	7,625	△ 359	794,438

※「破産更生債権等」には連結対象法人における破産更生債権等を計上している。なお、法務省の貸倒引当金の対象債権については、法務省省庁別財務書類の「貸倒引当金の明細」に表示している。

## 2 連結対象法人別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	法務省	日本司法支援センター	連結対象法人合計	相殺消去	連結合計
人件費	410,271	7,928	7,928	-	418,199
賞与引当金繰入額	28,188	316	316	-	28,504
退職給付引当金繰入額	39,622	212	212	-	39,834
検察業務費	4,653	-	-	-	4,653
矯正施設収容等業務費	47,525	-	-	-	47,525
保護観察等業務費	7,005	-	-	-	7,005
登記業務費	41,447	-	-	-	41,447
出入国管理等業務費	19,399	-	-	-	19,399
破壊的団体等調査業務費	2,322	-	-	-	2,322
日本司法支援センター業務費	-	20,242	20,242	-	20,242
補助金等	183	-	-	-	183
委託費等	29,703	-	-	△ 15,457	14,246
独立行政法人運営費交付金	15,205	-	-	△ 15,205	-
庁費等	51,542	-	-	-	51,542
その他の経費	5,645	-	-	-	5,645
減価償却費	42,758	389	389	-	43,147
貸倒引当金繰入額	304	4,723	4,723	-	5,028
支払利息	1,049	3	3	-	1,052
供託金利子	106	-	-	-	106
資産処分損益	201	-	-	-	201
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>747,137</b>	<b>33,816</b>	<b>33,816</b>	<b>△ 30,663</b>	<b>750,289</b>

## 3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	法務省	日本司法支援センター	連結対象法人合計	相殺消去	連結合計
I 前年度末資産・負債差額	829,113	7,939	7,939	△ 372	836,680
II 本年度業務費用合計	△ 747,137	△ 33,816	△ 33,816	30,663	△ 750,289
III 財源	700,165	33,501	33,501	△ 30,663	703,004
主管の財源	98,661	-	-	-	98,661
配賦財源	601,482	-	-	-	601,482
自己収入	21	-	-	-	21
独立行政法人等収入	-	33,501	33,501	△ 30,663	2,838
IV 無償所管換等	△ 5,711	-	-	-	△ 5,711
V 資産評価差額	10,741	-	-	13	10,755
VI 本年度末資産・負債差額	787,172	7,625	7,625	△ 359	794,438

4 連結対象法人別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	法務省	日本司法支援センター	連結対象法人合計	相殺消去	連結合計
I 業務収支					
1 財源					
主管の収納済歳入額	138,526	-	-	△ 223	138,303
配賦財源	601,482	-	-	-	601,482
自己収入	21	-	-	-	21
独立行政法人等収入	-	43,964	43,964	△ 30,663	13,300
前年度剰余金等受入	-	7,429	7,429	-	7,429
財源合計	740,030	51,393	51,393	△ 30,886	760,538
2 業務支出					
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）					
人件費	△ 480,789	△ 7,990	△ 7,990	-	△ 488,780
検察業務費	△ 4,653	-	-	-	△ 4,653
矯正施設収容等業務費	△ 47,525	-	-	-	△ 47,525
保護観察等業務費	△ 7,005	-	-	-	△ 7,005
登記業務費	△ 41,447	-	-	-	△ 41,447
出入国管理等業務費	△ 19,399	-	-	-	△ 19,399
破壊的団体等調査業務費	△ 2,322	-	-	-	△ 2,322
日本司法支援センター業務費	-	△ 35,835	△ 35,835	-	△ 35,835
補助金等	△ 183	-	-	-	△ 183
委託費等	△ 29,703	-	-	15,457	△ 14,246
独立行政法人運営費交付金	△ 15,205	-	-	15,205	-
庁費等の支出	△ 55,948	-	-	-	△ 55,948
供託金利子	△ 106	-	-	-	△ 106
その他の支出	△ 7,623	△ 223	△ 223	223	△ 7,623
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 711,915	△ 44,049	△ 44,049	30,886	△ 725,078
(2) 施設整備支出					
建物に係る支出	△ 24,484	-	-	-	△ 24,484
その他の施設整備支出	△ 392	-	-	-	△ 392
独立行政法人等における固定資産取得支出	-	△ 46	△ 46	-	△ 46
施設整備支出合計	△ 24,876	△ 46	△ 46	-	△ 24,923
業務支出合計	△ 736,792	△ 44,096	△ 44,096	30,886	△ 750,002
業務収支	3,238	7,297	7,297	-	10,535
II 財務収支					
リース債務の返済による支出	△ 2,189	△ 132	△ 132	-	△ 2,321
利息の支払額	△ 1,049	△ 3	△ 3	-	△ 1,052
財務収支	△ 3,238	△ 135	△ 135	-	△ 3,373
本年度収支	-	7,162	7,162	-	7,162
翌年度歳入繰入等	-	7,162	7,162	-	7,162
収支に関する換算差額	-	0	0	-	0
その他歳計外現金・預金	700,869	-	-	-	700,869
本年度末残高	700,869	7,161	7,161	-	708,031

平成 27 年度

法務省 一般会計省庁別財務書類



## 貸 借 対 照 表

( 単位 : 百万円 )

	前会計年度	本会計年度		前会計年度	本会計年度
	( 平成27年 3月31日 )	( 平成28年 3月31日 )		( 平成27年 3月31日 )	( 平成28年 3月31日 )
< 資産の部 >			< 負債の部 >		
現金・預金	675,719	700,869	未払金	24,098	21,830
たな卸資産	301	203	保管金等	634,486	697,686
未収金	5,481	5,695	賞与引当金	27,667	28,144
前払費用	34	35	退職給付引当金	527,175	524,004
その他の債権等	4,445	3,024	その他の債務等	3,081	827
貸倒引当金	△ 1,625	△ 1,914			
有形固定資産	1,355,474	1,346,460			
国有財産(公共用 財産を除く)	1,315,244	1,306,790			
土地	779,805	783,533			
立木竹	2,659	2,516			
建物	397,859	388,130			
工作物	126,497	117,490			
船舶	66	58			
建設仮勘定	8,355	15,060			
物品	12,249	12,336			
その他固定資産	27,980	27,334	負債合計	1,216,510	1,272,493
無形固定資産	5,034	4,883	< 資産・負債差額の部 >		
出資金	372	359	資産・負債差額	828,730	787,124
資産合計	2,045,240	2,059,618	負債及び資産・ 負債差額合計	2,045,240	2,059,618

## 業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)	本会計年度 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月31日)
人件費	403,456	409,713
賞与引当金繰入額	27,667	28,144
退職給付引当金繰入額	12,058	39,551
検察業務費	4,640	4,653
矯正施設収容等業務費	47,345	47,525
保護観察等業務費	6,693	6,982
登記業務費	42,836	41,047
出入国管理等業務費	18,589	19,399
破壊的団体等調査業務費	2,234	2,322
補助金等	226	183
委託費等	29,945	29,703
独立行政法人運営費交付金	14,607	14,769
庁費等	51,692	51,318
その他の経費	5,468	5,645
減価償却費	44,767	42,754
貸倒引当金繰入額	△ 24	304
支払利息	1,050	1,049
供託金利息	125	106
資産処分損益	205	201
本年度業務費用合計	713,587	745,379

## 資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)	本会計年度 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	777,519	828,730
II 本年度業務費用合計	△ 713,587	△ 745,379
III 財源	759,502	698,088
主管の財源	98,660	98,661
配賦財源	660,841	599,426
IV 無償所管換等	1,248	△ 5,056
V 資産評価差額	4,047	10,741
VI 本年度末資産・負債差額	828,730	787,124

## 区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)	本会計年度 (自 平成27年 4月 1日) (至 平成28年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	98,408	138,526
配賦財源	660,841	599,426
財源合計	759,250	737,953
2 業務支出		
(1)業務支出(施設整備支出を除く)		
人件費	△ 475,096	△ 480,187
検察業務費	△ 4,640	△ 4,653
矯正施設収容等業務費	△ 47,345	△ 47,525
保護観察等業務費	△ 6,693	△ 6,982
登記業務費	△ 42,836	△ 41,047
出入国管理等業務費	△ 18,589	△ 19,399
破壊的団体等調査業務費	△ 2,234	△ 2,322
補助金等	△ 226	△ 183
委託費等	△ 29,945	△ 29,703
独立行政法人運営費交付金	△ 14,607	△ 14,769
庁費等の支出	△ 56,348	△ 55,723
供託金利子	△ 125	△ 106
その他の支出	△ 45,877	△ 7,623
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 744,567	△ 710,230
(2)施設整備支出		
土地に係る支出	△ 1	-
建物に係る支出	△ 11,441	△ 24,484
施設整備支出合計	△ 11,443	△ 24,484
業務支出合計	△ 756,010	△ 734,715
業務収支	3,239	3,238
II 財務収支		
リース債務の返済による支出	△ 2,189	△ 2,189
利息の支払額	△ 1,050	△ 1,049
財務収支	△ 3,239	△ 3,238
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
その他歳計外現金・預金本年度末残高	675,719	700,869

本年度末現金・預金残高

675,719

700,869

## 1 重要な会計方針

### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

政策目的で保有しているため、個別法による原価法で計上している。

### (2) 減価償却の方法等

#### ① 有形固定資産

国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公共用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

その他固定資産については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成 19 年 4 月 1 日以後に新規取得したその他固定資産は定額法）によっている。

#### ② 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっている。

### (3) 出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 市場価格のないもの

出資金は、すべて「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格（出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額）によって評価している。

### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ① 貸倒引当金

徴収停止等債権については全額、履行期限到来等債権については個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

#### ② 賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6）を計上している。

#### ③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60 ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

### (5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

#### ① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

- ・平均給与上昇率 : 2.9%  
(平成26年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)
- ・割引率 : 4.2%  
(平成26年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
国家賠償請求訴訟	500	東京地裁 平26(ワ)12113	違法な捜査・公訴提起等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	752	福岡地裁 平25(ワ)2852	違法な公訴提起等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	190	東京地裁 平24(ワ)31999	違法な捜査・公判等によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	138	東京地裁 平24(ワ)36185	再審で確定した免訴判決が名誉回復を伴わないものであり損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	288	東京地裁 平27(ワ)33684	刑務所長の安全配慮義務違反によって損害を被ったとする損害賠償請求
国家賠償請求訴訟	100	最高裁 平28(オ)650 平28(受)821	公証人に対する監督義務違反等によって損害を被ったとする損害賠償請求 平成27年7月14日 高知地裁判決 (全部勝訴) 平成28年1月28日 高松高裁判決 (全部勝訴)
国家賠償請求訴訟	113	東京地裁 平26(ワ)11858	公証人に対する監督義務違反等によって損害を被ったとする損害賠償請求

(注1) 訴訟の見込、結果にかかわらず、平成28年3月31日現在の請求金額を記載している。

(注2) 請求金額が1億円以上の件名を記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 9,249 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 221,746 百万円

4 追加情報

(1) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 業務費用計算書における収益の計上

「貸倒引当金繰入額」において、貸倒引当金の戻入額(貸倒引当金減少額)270 百万円が計上されている。

「資産処分損益」において、物品の交換益348 百万円が計上されている。

### (3) 表示科目の説明

#### ① 貸借対照表

##### ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、現金及び日本銀行預金を計上している。
- ・「たな卸資産」には、重油等、刑務作業品等で払出しが行われていないものを計上している。
- ・「未収金」には、免許料及び手数料債権、損害賠償金債権、利息債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険の前払保険料を計上している。
- ・「その他の債権等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、建設仮勘定を除き、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎及び宿舎に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎及び宿舎の敷地に植栽されている樹木を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎及び宿舎を計上している。
- ・「工作物」には、主に建物に付属する照明装置、冷暖房装置等を計上している。
- ・「船舶」には、船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、主に建設中の固定資産に係る支出（人件費や旅費など国有財産台帳等に計上されないことが明らかな支出を除く）を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が50万円以上の物品（美術品については300万円以上）について、美術品を除く物品は取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額、美術品は取得価格（見積価格）で計上している。
- ・「その他固定資産」には、BOT方式によるPFI事業に関する建物等について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権等については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

##### イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当、公務災害補償費及びPFI事業に係る未払額を計上している。
- ・「保管金等」には、供託金等として受け入れた見合いの額から法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の年度末残高を差し引いた金額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産及び東日本大震災復興特別会計に異動した法務省職員に係る退職給付引当金残高の付け替え額を計上している。

#### ② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の用途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の用途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。



- ・「矯正施設収容等業務費」には、刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
  - ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
  - ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
  - ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
  - ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
  - ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出を計上している。
  - ・「委託費等」には、分担金及び委託費を計上している。
  - ・「独立行政法人運営費交付金」には、日本司法支援センターに対する運営費交付金を計上している。
  - ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
  - ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
  - ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
  - ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額を計上している。
  - ・「支払利息」には、PFI事業に関して発生した利息を計上している。
  - ・「供託金利子」には、供託金利子の支出済歳出額を計上している。
  - ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産等の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。
- ③ 資産・負債差額増減計算書
- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
  - ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
  - ・「主管の財源」には、当該年度に調査決定を行った徴収決定済額から物品売払収入及び法務省一般会計より支出した供託金（保証金）の返納額を除いた額を計上している。
  - ・「配賦財源」には、法務省の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額を計上している。
  - ・「無償所管換等」には、省庁間又は会計間で行われた無償所管換（所属替）のほか、帳簿の誤謬訂正により生じた資産の増減、実測により生じた従来の国有財産台帳等の価格との差額、計上漏れの把握により生じた差額等を計上している。
  - ・「資産評価差額」には、国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
  - ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ④ 区分別収支計算書
- ア 業務収支
- ・「主管の収納済歳入額」には、法務省の主管の歳入の収納済歳入額を計上している。
  - ・「配賦財源」には、法務省の一般会計の歳出の支出済歳出額と主管の歳入の収納済歳入額との差額を計上している。

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「検察業務費」には、検察庁において直接検察活動を行うために要した経費を計上している。
- ・「矯正施設収容等業務費」には、刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された者の衣食、医療、作業等に要した経費を計上している。
- ・「保護観察等業務費」には、「更生保護法」及び「売春防止法」に基づき、保護観察に付された者に対する指導監督及び補導援護等に要した経費、並びに「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく生活環境の調整・調査及び精神保健観察等の実施に要した経費を計上している。
- ・「登記業務費」には、「不動産登記法」等に基づく登記の事務処理に要した経費を計上している。
- ・「出入国管理等業務費」には、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、出入国者の審査・難民の認定を行うとともに在留外国人の在留資格審査、被退去強制者の護送、収容、送還等を行うために要した経費を計上している。
- ・「破壊的団体等調査業務費」には、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、暴力主義的破壊活動を行う団体等の調査に要した経費を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出を計上している。
- ・「委託費等」には、分担金及び委託費を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、日本司法支援センターに対する運営費交付金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「供託金利子」には、供託金利子の支出済歳出額を計上している。
- ・「その他の支出」には、「保証金」及び決算書の使途別分類が「旅費」、「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、前会計年度において、庁舎等の土地の取得に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、庁舎等の建物の取得に係る支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

#### イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、BOT方式によるPFI事業に係る債務の返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、BOT方式によるPFI事業に係る支払利息の支出を計上している。

#### ウ 本年度収支以下の区分

- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、供託金、保管金等、一般会計において保有する歳計外の現金・預金を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を計上している。計上している額は、貸借対照表の現金・預金と一致する。

#### (4) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 仮執行を免れるため立担保した供託金（保証金）について  
法務省一般会計より支出した「民事訴訟法」第259条第3項及び第403条に基づき立担保した供託

金（保証金）については、法務省内部の取引に該当するため供託金（保証金）見合の「保管金等」を相殺消去している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
現金	3,245
政府預金（日本銀行預金）	697,623
合計	700,869

② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	たな卸資産評価損	評価差額	本年度末残高
重油等	214	1,674	1,767	-	-	120
刑務作業品	79	182	184	-	-	78
その他	7	-	3	-	-	4
合計	301	1,857	1,955	-	-	203

(注) 政策目的で保有しているため、個別法による原価法で計上している。

③ 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
利息債権	個人等	905
免許料及び手数料債権	法人	3,250
費用弁償金債権	個人等	38
返納金債権	個人等	76
弁償金債権	法人	0
損害賠償金債権	個人等	1,309
製品売払代債権	個人	1
刑務作業費債権	法人	6
延滞金債権	個人等	107
利得償還金債権	個人等	0
合計		5,695

④ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	3,024	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産
合計		3,024	

⑤ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	5,481	213	5,695	1,625	289	1,914	徴収停止等債権については、全額を貸倒見積額として計上している。 履行期限到来等債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。
徴収停止等債権	808	574	1,383	808	574	1,383	
履行期限到来等債権	4,673	△ 360	4,312	816	△ 285	530	
上記以外の債権	-	-	-	-	-	-	
合計	5,481	213	5,695	1,625	289	1,914	

⑥ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産(公共用財産を除く)	1,315,244	36,439	19,658	35,991	10,755	1,306,790
行政財産	1,308,081	36,361	19,579	35,991	10,441	1,299,313
土地	772,642	4,199	11,331	-	10,545	776,057
立木竹	2,659	10	49	-	△ 104	2,516
建物	397,859	10,437	2,810	17,356	-	388,130
工作物	126,497	10,395	775	18,626	-	117,490
船舶	66	-	-	7	-	58
建設仮勘定	8,355	11,318	4,613	-	-	15,060
普通財産	7,162	78	78	-	313	7,476
土地	7,162	-	-	-	313	7,476
立木竹	-	0	0	-	-	-
建物	-	71	71	-	-	-
工作物	-	7	7	-	-	-
物品	12,249	4,748	926	3,734	-	12,336
物品(美術品を除く)	12,224	4,748	926	3,734	-	12,311
美術品	24	-	-	-	-	24
その他固定資産	27,980	657	-	1,304	-	27,334
小計	1,355,474	41,845	20,584	41,030	10,755	1,346,460
(無形固定資産)						
国有財産	0	-	-	-	△ 0	0
行政財産	0	-	-	-	△ 0	0
地上権等	0	-	-	-	△ 0	0
ソフトウェア	4,563	1,555	-	1,724	-	4,394
ソフトウェア仮勘定	-	13	-	-	-	13
電話加入権	471	6	1	-	-	476
小計	5,034	1,574	1	1,724	△ 0	4,883
合計	1,360,509	43,420	20,585	42,754	10,755	1,351,344

⑦ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
日本司法支援センター	372	△ 21	-	-	8	-	359
合計	372	△ 21	-	-	8	-	359

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資金先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	一般会計からの出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額による算出額 (G=C×F)	貸借対照表計上額(国有財産台帳価格)	使用財務諸表
日本司法支援センター	14,447	14,088	359	351	351	100.00%	359	359	法定財務諸表
合計	14,447	14,088	359	351	351	-	359	359	

## (2) 負債項目の明細

### ① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	個人	582
公務災害補償費	個人	39
P F I 事業	法人	21,208
合計		21,830

### ② 保管金等の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
供託金	個人等	691,951
その他	個人等	8,917
小計		700,869
供託金（保証金）相殺消去	法務省一般会計	△ 3,183
合計		697,686

(注) 法務省一般会計から支出された供託金（保証金）に関しては、内部取引であるため相殺消去している。

### ③ 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	401,805	30,280	37,592	409,116
整理資源に係る引当金	122,555	12,559	2,093	112,089
国家公務員災害補償年金に係る引当金	2,814	254	237	2,797
合計	527,175	43,094	39,923	524,004

(注1) 退職手当に係る引当金の本年度取崩額30,280百万円のうち306百万円は、平成27年度において東日本大震災復興特別会計に職員が異動したことによる減少額である。

(注2) 退職手当に係る引当金の本年度増加額37,592百万円のうち371百万円は、平成27年度において東日本大震災復興特別会計から一般会計に職員が異動したことによる増加額である。

### ④ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
未渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	233
東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、法務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	東日本大震災復興特別会計	594
合計		827

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 組織別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	法務本省	法務総合研究所	検察庁	矯正官署	更生保護官署	法務局
人件費	73,240	727	84,463	147,421	10,953	59,952
賞与引当金繰入額	634	67	7,623	11,215	958	4,856
退職給付引当金繰入額	39,551	-	-	-	-	-
検察業務費	-	-	4,653	-	-	-
矯正施設収容等業務費	-	-	-	47,525	-	-
保護観察等業務費	-	-	-	-	6,982	-
登記業務費	-	-	-	-	-	41,047
出入国管理等業務費	-	-	-	-	-	-
破壊的団体等調査業務費	-	-	-	-	-	-
補助金等	183	-	-	-	-	-
委託費等	17,858	-	-	-	4,838	7,006
独立行政法人運営費交付金	14,769	-	-	-	-	-
庁費等	11,219	658	7,783	22,192	596	7,142
その他の経費	2,017	417	465	857	103	1,593
減価償却費	1,385	-	5,601	28,320	46	5,038
貸倒引当金繰入額	304	-	-	-	-	-
支払利息	-	-	2	1,044	-	1
供託金利子	-	-	-	-	-	106
資産処分損益	719	-	42	△ 285	0	140
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>161,885</b>	<b>1,869</b>	<b>110,635</b>	<b>258,291</b>	<b>24,479</b>	<b>126,887</b>

(単位：百万円)

	地方入国管理官署	公安審査委員会	公安調査庁	合計
人件費	22,648	32	10,274	409,713
賞与引当金繰入額	1,881	3	904	28,144
退職給付引当金繰入額	-	-	-	39,551
検察業務費	-	-	-	4,653
矯正施設収容等業務費	-	-	-	47,525
保護観察等業務費	-	-	-	6,982
登記業務費	-	-	-	41,047
出入国管理等業務費	19,399	-	-	19,399
破壊的団体等調査業務費	-	-	2,322	2,322
補助金等	-	-	-	183
委託費等	-	-	-	29,703
独立行政法人運営費交付金	-	-	-	14,769
庁費等	1,234	7	482	51,318
その他の経費	118	13	57	5,645
減価償却費	2,322	-	40	42,754
貸倒引当金繰入額	-	-	-	304
支払利息	-	-	-	1,049
供託金利子	-	-	-	106
資産処分損益	△ 390	-	△ 24	201
<b>本年度業務費用合計</b>	<b>47,215</b>	<b>57</b>	<b>14,057</b>	<b>745,379</b>

(2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
更生保護事業費補助金	更生保護法人	141	「更生保護事業法」第58条の規定により、更生保護事業の費用を補助するもの
人権啓発活動等補助金	人権教育啓発推進センター	41	人権啓発活動事業等のための補助金
<b>合計</b>		<b>183</b>	

## (3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
国選弁護士確保業務等委託費	日本司法支援センター	15,457	国選弁護士選任業務等委託
人権啓発活動等委託費	都道府県等	1,480	人権啓発活動事業等委託
中長期在留者住居地届出等事務委託費	市町村等	859	中長期在留者住居地届出等事務委託
更生保護委託費	更生保護法人	4,838	補導、食事付宿泊、宿泊等
登記事項証明書交付事務等委託費	日本郵便オフィスサポート株式会社、テンプスタッフ株式会社等	7,006	登記事項証明書交付事務等委託
<分担金>			
国際私法会議等分担金		61	国際私法会議規約等に基づく分担金
合計		29,703	

## (4) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相手先	金額	支出目的
日本司法支援センター	14,769	「独立行政法人通則法」第46条等の規定により、日本司法支援センターの業務運営の財源の一部に充てるための交付
合計	14,769	



### 3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

#### (1) 財源の明細

##### ① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		633
国有財産利用収入	利子収入		20
諸収入	許可及手数料		42,955
諸収入	懲罰及没収金		49,493
諸収入	弁償及返納金		835
諸収入	矯正官署作業収入		4,040
諸収入	雑入		682
合計			98,661

#### (2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	△ 1,421	その他の債権等	新施設の引渡しを受けていないが、旧施設を相手先に引き継いだものの増減	
	小計	△ 1,421			
財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への未渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	2,191	その他の債務等	新施設の引渡しを受けたが、旧施設を相手先に引き継いでいないものの増減	
	小計	2,191			
財産の無償所管換等(受)	財務省等	7,380	土地、立木竹、建物、工作物,その他	所管換等による増	
	小計	7,380			
財産の無償所管換等(渡)	財務省等	△ 14,542	土地、立木竹、建物、工作物、退職給付引当金	所管換等による減	
	小計	△ 14,542			
実測と帳簿の差額		64	土地、建物、工作物	実測による増	
	小計	△ 18	土地、工作物	実測による減	
誤謬訂正等		1,336	土地、立木竹、建物、工作物、物品、ソフトウェア	誤謬訂正等による増	
	小計	△ 47	土地、立木竹、建物、工作物	誤謬訂正等による減	
合計		△ 5,056			

#### (3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産				
国有財産(公共用財産を除く)	-	10,755	10,755	
行政財産	-	10,441	10,441	
土地	-	10,545	10,545	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	-	△ 104	△ 104	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
普通財産	-	313	313	
土地	-	313	313	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
無形固定資産				
国有財産	-	△ 0	△ 0	
行政財産	-	△ 0	△ 0	
地上権等	-	△ 0	△ 0	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金				
(市場価格のないもの)	△ 21	8	△ 13	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合計	△ 21	10,763	10,741	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産処分収入	国有財産売払収入		0
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		633
国有財産利用収入	利子収入		1
諸収入	許可及手数料		42,521
諸収入	懲罰及没収金		49,493
諸収入	弁償及返納金		41,091
諸収入	矯正官署作業収入		4,035
諸収入	物品売払収入		65
諸収入	雑入		683
合計			138,526

(2) その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位：百万円)

内容	金額
前年度末残高	675,719
本年度受入	242,895
本年度払出	217,746
本年度末残高	700,869

参考情報

1 法務省の所掌する業務の概要

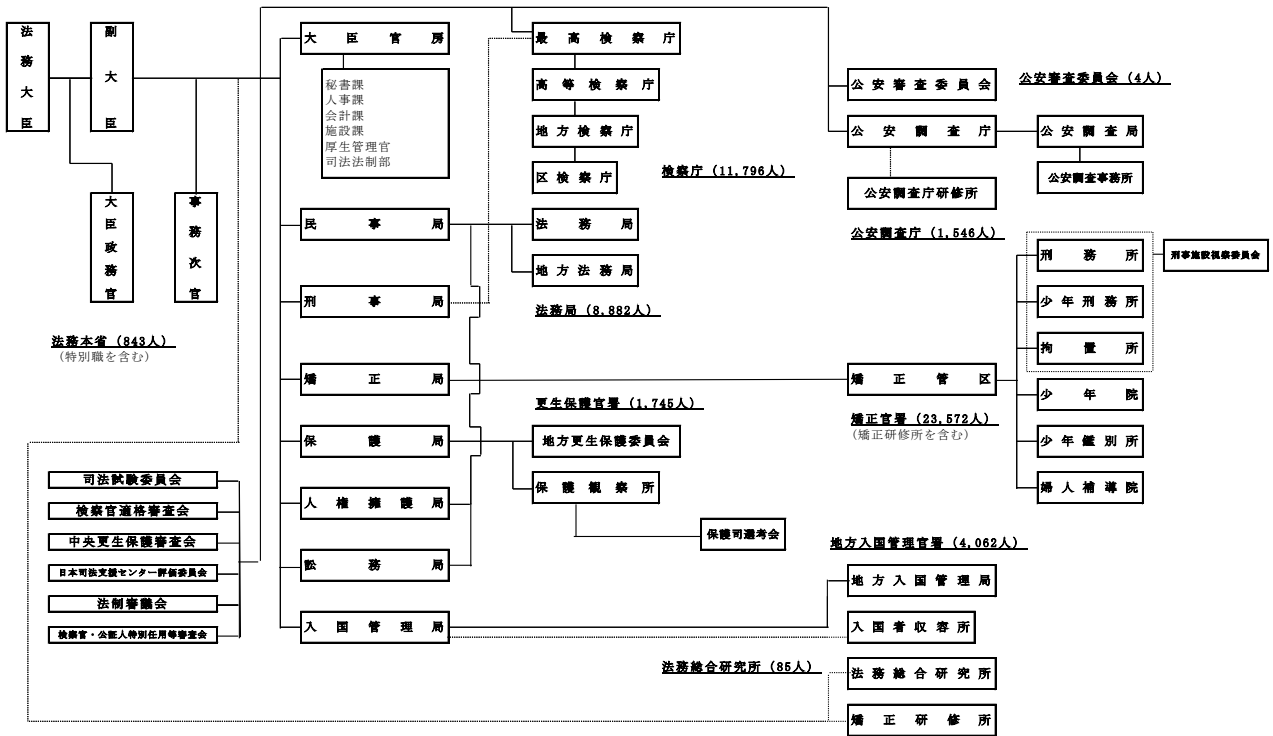
法務省は、日常生活における基本的なルール（基本法制）を定めるとともに、そのルールがきちんと守られるような司法の基本的な仕組みや、検察・矯正・更生保護という、犯罪を犯した人を処罰するとともにその社会復帰を援助するための制度、登記・公証のような権利の実現を助ける制度の運営に携わっている。

また、人権が尊重されるよう努めたり、外国人の出入国が適切に行われるようにすることも、法務省の仕事である。

(参考) 「法務省設置法」第3条

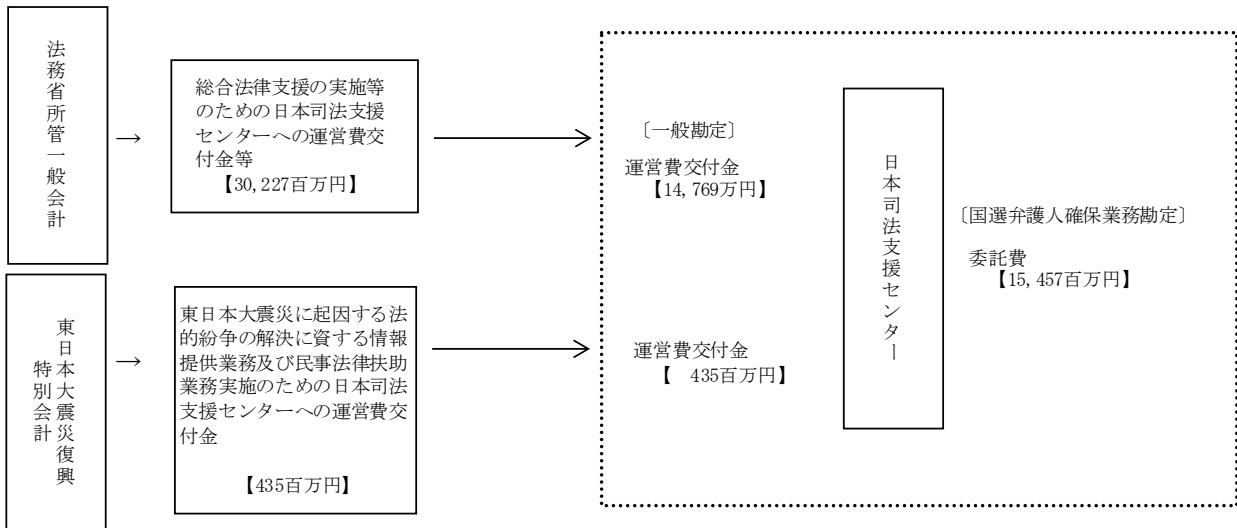
法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

2 法務省の組織及び定員



\* ( ) 内の数字は、平成27年度末における予算定員である。

### 3 法務省における会計・独立行政法人等への間の財政資金の流れ



### 4 平成27年度一般会計の歳入歳出決算の概要

#### 歳入決算

収納済歳入額	<u>138,526 百万円</u>
国有財産処分収入	0 百万円
国有財産利用収入	635 百万円
諸収入	137,891 百万円

#### 歳出決算

支出済歳出額	<u>737,953 百万円</u>
人件費	480,187 百万円
検察事務処理経費	4,653 百万円
矯正施設収容等経費	47,525 百万円
保護観察等経費	6,982 百万円
登記業務等経費	41,047 百万円
出入国管理等経費	19,399 百万円
破壊的団体等調査業務費	2,322 百万円
施設費	31,969 百万円
その他	103,865 百万円

(注) 百万円未満を切捨て。

## 5 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債残高（借換債を除く）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>7,736,758 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>349,182 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>76,078 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>104,243 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>5,820 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>1,019 億円</u>